

家庭では…

- *家族みんなで協力して、家事、子育て、介護などを行っています。
- *みんなが家族としての役割を果たしながら、その人らしく生きることができています。

職場では…

- *男性も女性も仕事と家庭・地域生活のバランスがとれた働きやすい職場環境が整っています。
- *一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍しています。

学校では…

- *一人ひとりが個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材に育てています。
- *進学や就職において、性別に関係なく個人の適性を尊重した進路選択が可能です。

地域では…

- *みんなが地域活動やボランティア活動などに主体的に関わり、暮らしやすい地域づくりに参画しています。
- *子育てや介護などを地域全体で支え、安心して安全な地域づくりが進められています。

第2次常滑市男女共同参画プラン概要版

Shall we...

ともに参画しませんか



基本目標 「男女共同参画社会の実現」

この計画は、本市が取り組むべき施策の方向や内容を明らかにし、その施策を推進して「男女共同参画社会の実現」をめざすために策定しました。

男女共同参画社会とは？

- ☆女性にとっても男性にとっても生きやすい社会です。
- ☆固定的な性別役割分担意識をなくした男女平等の社会です。
- ☆一人ひとりの人権が尊重され尊厳を持って生きることができる社会です。
- ☆男女ともに個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会です。

《プランの期間》

2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間

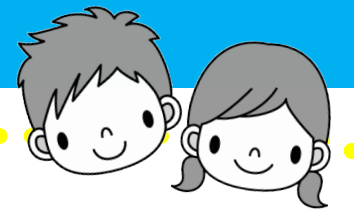
※ただし、社会情勢や女性を取り巻く環境の変化に応じて、適切な対応を図っていきます。

第2次常滑市男女共同参画プラン
～Shall we...ともに参画しませんか～
発行者／常滑市企画部 市民協働課
(平成23年3月発行)

問合せ 常滑市総務部 安全協働課
〒479-8610 常滑市新開町4丁目1番地
TEL 0569-47-6108 (直通)
FAX 0569-35-7879
Eメール anzenkyodo@city.tokoname.lg.jp



男女共同参画社会を実現するための取組



重点目標Ⅰ 人権尊重・男女共同参画の意識づくり

主要課題1 人権尊重意識の高揚

男女共同参画社会の実現のため、男女が互いにその人権を尊重し、男女平等の意識を啓発していくことが必要です。

推進施策

- ①人権尊重に関する意識啓発を推進します。
- ②学校教育において人権教育を推進します。
- ③人権侵害被害者への相談体制を充実します。
- ④セクシュアル・ハラスメントの防止に努めます。

主要課題2 男女共同参画意識の高揚

家庭、職場、学校や地域など、あらゆる場面で男女共同参画意識の啓発を図っていくことが必要です。

推進施策

- ①男女共同参画を推進する啓発活動を充実します。
- ②子どもの発達段階に合わせた男女平等教育を推進します。

主要課題3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス(DV)や児童・高齢者・障がい者への虐待は、重大な人権侵害であり、根絶に向けて取り組んでいくことが必要です。

推進施策

- ①DV防止のための啓発活動と、相談窓口の周知及び被害者への支援を充実します。
- ②高齢者虐待防止のための啓発活動と、相談窓口の周知及び被害者への支援を充実します。
- ③児童虐待防止のための啓発活動及び、相談窓口の周知活動を充実します。

重点目標Ⅱ 誰もが参画するまちづくり

主要課題1 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

活力ある経済社会を構築するためには、女性の参画をあらゆる分野で進めていくことが必要です。

推進施策

- ①女性の参画拡大のため、意識啓発を行います。
- ②政策・方針決定の場への女性の参画拡大に努めます。

主要課題2 地域活動における男女共同参画の拡大

地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

推進施策

- ①ボランティア活動、NPO等を含む地域活動への参加促進に努めます。
- ②地域活動におけるリーダー等の人材育成のための研修等の充実と支援に努めます。
- ③様々な市民活動団体に対する支援の充実に努めます。

重点目標Ⅲ 誰もが暮らしやすいまちづくり

主要課題1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

職場における男女平等の推進のため、意識啓発の推進や、育児・介護休業制度などの周知及び普及を働きかけることが必要です。

推進施策

- ①雇用の分野における男女平等を推進します。
- ②女性の起業や再就職に向けた支援を行います。

主要課題2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発と支援

育児・介護も含めた家族の安心な生活や個人の自己実現等のために、仕事と生活の調和へ向けた支援や多様な働き方の普及促進が必要です。

推進施策

- ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進に努めます。
- ②子育て支援を充実します。
- ③介護支援を充実します。

主要課題3 高齢者・障がい者・外国人など、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障がい者など、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせるための、状況に応じた取組が必要です。

推進施策

- ①高齢男女への支援を充実します。
- ②障がい者への支援を充実します。
- ③ひとり親家庭への支援を充実します。
- ④多文化共生社会に対応した支援に努めます。

主要課題4 生涯を通じた健康づくりへの支援

健康の保持増進は男女共同参画社会の形成に当たっての前提です。性差に配慮した支援と人生の各段階に応じた取組が必要です。

推進施策

- ①食育の推進を図ります。
- ②健康づくりへの支援を充実します。
- ③母性保護・妊婦の健康管理の充実を図ります。

重点目標Ⅳ 推進体制

主要課題1 推進体制

男女共同参画の推進には、市役所全体での対応や、市民と行政の協働による取組が必要です。

推進施策

- ①男女共同参画推進会議を開催し、本プランの確実な推進を図ります。
- ②男女共同参画社会推進団体との連携と協働を図ります。

主要課題2 進行管理

本プランの着実な遂行のため、施策の進捗状況の把握や点検を行います。

推進施策

- ①事業実績報告書を作成し、市民に公表します。